

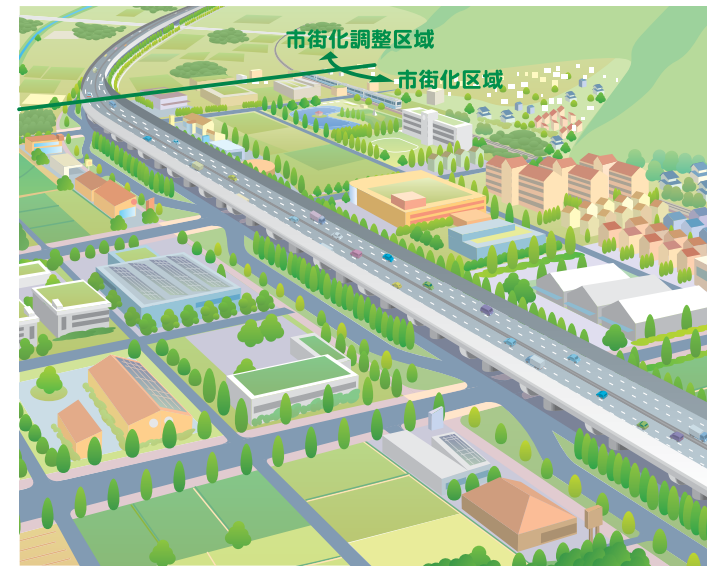
緑立つ道 沿道まちづくりガイドブック



第二京阪道路沿道まちづくり検討会

「緑立つ道 沿道まちづくりガイドブック」とは

成熟社会を迎え、人々のニーズが量的充実から質的向上へと変化する中、地域固有の歴史、文化、風土等に根ざした美しい都市景観を創出していくことが求められています。また、美しく魅力ある都市景観の形成に公民協働のもと継続性をもって取り組むことで、住み続けたい・働きたい・再び訪れたいと思える都市へと成熟し、結果として土地の資産価値の維持・向上にもつながります。



大阪府では、第二京阪道路とその両側50mの幅の区間において、広域的な観点から景観法に基づく景観計画を定め、大規模な建築行為等の規制・誘導を行っています（最終ページ参照）。しかし、地域の特性や地域の方々の意向を活かしたきめ細かな景観の規制・誘導を行っていくためには、基礎的自治体である沿道各市が景観行政団体となり、第二京阪道路沿道の後背地も含め、地域の方々とともに景観計画の策定や景観地区、地区計画の指定等に取り組むことが重要となります。

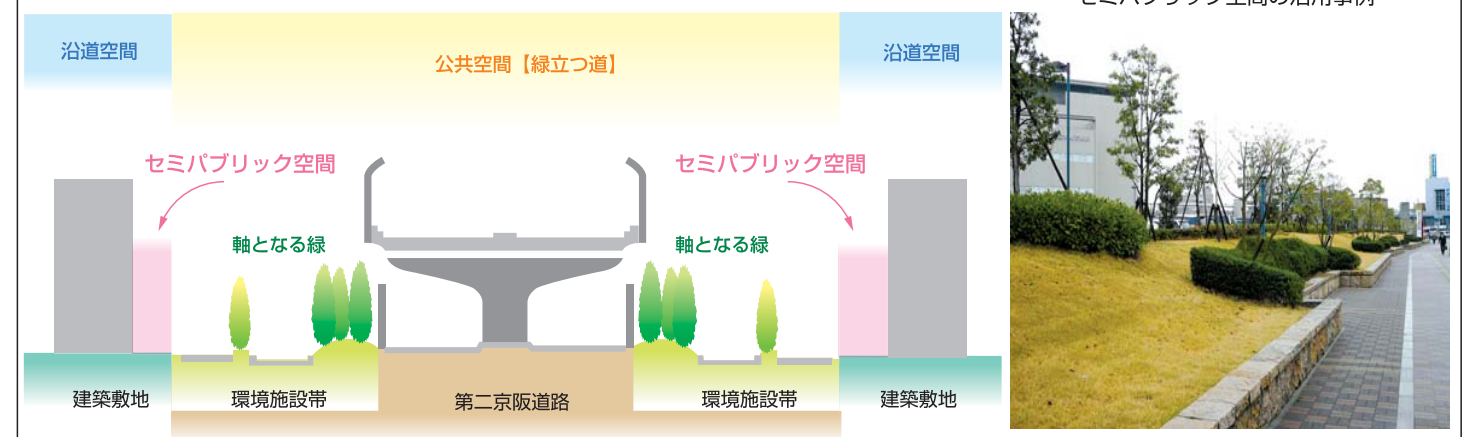
本ガイドブックは、第二京阪道路沿道におけるまちづくりを計画するにあわせて、沿道各市が、まちづくり組織等の意見を踏まえながら、景観計画の策定等に取り組む際の参考とされること、並びに、景観計画の策定等に至るまでの間、地権者・開発者・建築主等による個々の建築行為等に反映されることを目的として策定しました。

第二京阪沿道まちづくりにおける景観形成に向けての取り組み方針 ～緑豊かで美しい街並みの形成～

1. 「緑立つ道」を活かしたまちづくり ～道路と沿道空間が一体となったまちづくり～

沿道地域の美しいまちづくりを進めるためには、まず、主軸となる第二京阪道路そのものと沿道空間、なかでも境界部の「セミパブリック空間」のあり方が重要になります。このため、道路本体に加え、沿道建築物の用途・容積・高さ・位置・ファサード、敷地内の緑の充実、工作物・屋外広告物等のデザイン・色彩等を公民が協力して整え、道路空間と一体となった魅力ある街並みの形成を目指していきます。（セミパブリック空間とは、公開空地など民有地において、公益的な利用を図る空間を言う。）

セミパブリック空間のイメージ



セミパブリック空間の活用事例

2. きめ細かな規制・誘導による美しい街並みの形成 ～地域の特性等に応じたより詳細な景観計画の策定等～



第二京阪沿道まちづくりにおいては、本線のみにとどまらず、後背地の道路等の公共空間や建築物・建築敷地等において、同様に景観に配慮して、緑豊かで美しい街並みの形成を目指していきます。

沿道各市においては、地域の特性、地域の方々のまちづくりへの意向を反映したより詳細な景観計画の策定や景観地区の指定等に取り組み、きめ細かな規制・誘導を行なっていくことを目指します。